# 訪問リハビリテーション
# 〔介護予防訪問リハビリテーション〕運営規程

医療法人社団　苑田会

令和６年３月１日

公立小浜温泉病院　訪問リハビリテーション事業所　運営規程

（事業の目的）

第１条　　医療法人社団　苑田会が運営管理する公立小浜温泉病院訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防リハビリテーション〕の事業（以下「事業」という。）は、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が居宅を訪問し、障害の評価・機能訓練・日常生活動作・環境整備・専門的助言、指導・精神的サポート等を実施することで、日常生活の自立や主体性のあるその人らしい生活の再建及び質の向上を促すことを目的とし、適切な事業を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　　要介護者等となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

２．事業の対象者は、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた要介護者等とする。

３．事業の実施にあたっては、地域におけるリハビリテーションの一翼を担うもので、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第３条　　事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名　称　　公立小浜温泉病院

所在地　　長崎県雲仙市小浜町マリーナ３番地２

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　　事業の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

①管理者　　１名（常勤１名、公立小浜温泉病院と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

②医師　　１名（常勤１名、公立小浜温泉病院と兼務）

医師は、利用者及び理学療法士等に対して、介護、機能訓練及び健康管理上の指導を行う。

③理学療法士　３名（常勤３名、公立小浜温泉病院と兼務）

作業療法士　２名（常勤１名、公立小浜温泉病院と兼務）

言語聴覚士　１名（常勤１名、公立小浜温泉病院と兼務）

理学療法士等は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図る為、必要なリハビリテーション指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　　事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日　　日曜日、年始（1/1、1/2）を除く毎日

②営業時間　　午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

（事業の内容）

第６条　　主治医の指示に基づき、要介護者等の心身の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付するとともに、当該計画に基づく適切なリハビリテーションを提供する。

（通常の事業実施地域）

第７条　　通常の事業実施地域は、雲仙市（うち千々石町、小浜町、南串山町地区）及び南島原市（うち加津佐町、口之津町、北有馬町、南有馬町地区）とする。

（利用料その他の費用の額）

第８条　　訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表によるものとする。

（秘密保持等）

第９条　　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２．事業者は、訪問リハビリテーション従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

３．事業者は、サービス担当者会議において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者及び利用者の家族の同意をあらかじめ文書により得る。

４．事業者は、利用者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関等へ利用者に関する心身上の情報を提供できるものとする。

（虐待の防止等）

第１０条　当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1)　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2)　虐待防止のための指針を整備する。

(3)　虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4)　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束等)

第１１条　当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況等を、訪問リハビリテーション計画に記載し適宜評価、見直しを行うこととする。

(ハラスメント等)

第１２条　適切な訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、居宅又は職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針等必要な措置を講じる。

(サービスの提供の記録)

第１３条　事業所は、訪問リハビリテーションを提供した際には、その提供日及び内容、当該訪問リハビリテーションについて介護保険法第４１条第６項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに順ずる書面に記載する。

２．事業所は、訪問リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービス内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を提供する。

(記録の整備)

第１４条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

２.事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存する。(訪問リハビリテーション計画、具体的なサービス内容記録、サービス提供票、苦情の内容等)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第１５条　医師及び理学療法士等は、当該医師の診療に基づき利用者の病状、心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成する。

２．訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容にそって作成することとする。

３．医師又は理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は其の家族に対して説明し、利用者の同意を得るようにする。

４．医師又は理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付することとする。

(苦情処理)

第１６条　事業所は、提供した訪問リハビリテーションに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置の他必要な措置を講じるものとする。

２．事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

３．事業所は、提供した訪問リハビリテーションに関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

４．事業所は、市町村から求められた場合には前項の改善の内容を市町村に報告することとする。

(業務継続計画の策定等)

第１７条　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生時の対応)

第１８条　事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２．事業所は、前項の事故の状況及び、事故に際して採った措置について記録する。

３．事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(職員の服務規律)

第１９条　従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。服務に当たって、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1)　利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。

(2)　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3)　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(職員の質の確保)

第２０条　社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図る為、研究、研修の機会を設け業務体制を整備する。

①採用時研修　採用後１カ月以内

②継続研修　随時

２．この規定が定める事項の他、運営に関する重要事項は公立小浜温泉病院と雲仙・南島原保健組合と事業所の管理者が協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成27年８月１日から施行する。
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
この規定は、令和６年３月１日から施行する。